

地方交付税法の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部改正

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（平成二十六年分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 平成二十六年分限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に九千億円を加算した額から第六号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年分地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百四十九億七千七百円を加算した額とする。</p> <p>一 第六条第二項の規定により算定した額</p> <p>二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十六年分交付税の総額に加算することとされていた額 五千百十二億円</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十六年分交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 平成二十六年分限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に九千億円を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年分地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百一十五千円を加算した額とする。</p> <p>一 第六条第二項の規定により算定した額</p> <p>二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十六年分交付税の総額に加算することとされていた額 五千百十二億円</p>

三 旧法附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年分の交付税の総額及び平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち千五百三十六億円

四 平成二十六年分における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 二兆六千四百三十八億三千七百七十五万円

五 平成二十六年分における借入金に相当する額 三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十五年分における借入金に相当する額 三十三兆三千七百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十六年分における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百二十九億円

八 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十六年分分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

九 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成

二十五年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第

十二条第一項の規定により平成二十五年分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部のうち、

旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十六年分として交付すべき交付税の総額に加算された額 千六百三十三億三千九百七十三万千円

三 旧法附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年分分の交付税の総額及び平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち千五百三十六億円

四 平成二十六年分における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 二兆六千四百三十八億三千七百七十五万円

五 平成二十六年分における借入金に相当する額 三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十五年分における借入金に相当する額 三十三兆三千七百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十六年分における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百二十九億円

八 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十六年分分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

(平成二十六年分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十六年分限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の第三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十六年分限り震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条の規定により平成二十六年分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十五年分震災復興特別交付税額の一部から附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百四十九億七千七百七十万円）の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十六年分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十六年分震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十六年分震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成二十六年分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十六年分限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の第三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十六年分限り震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条の規定により平成二十六年分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十五年分震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百二十一万五千円）の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十六年分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十六年分震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十六年分震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。